

無断転載複製禁止

第3号様式(第4条)

許 可 証

鎌倉市指令ご減第51号

藤沢市打戻 2073番地
株式会社共栄商社
代表取締役 菅野 保夫 様

令和6年(2024年)1月30日付けで申請があつた一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和6年(2024年)4月2日

鎌倉市長 松尾

営業所の所在地及び名称	鎌倉市植木 501番地 63 株式会社共栄商社 鎌倉営業所
許可番号	第 58 号
許可業種	<input checked="" type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業(積替・保管除く) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業(積替・保管含む) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業
取り扱う一般廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 家庭系一般廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 適正処理困難物() <input type="checkbox"/> 汚泥等
対象事業所	別紙1のとおり
許可期間	令和6年(2024年)4月1日から 令和8年(2024年)3月31日まで
許可条件	別紙2のとおり

(注) この通知の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として(市長が代表者となります。)提起することができます。